

■認定申請手数料

認定申請手数料には①性能向上計画認定（法第34条）、②性能向上計画変更認定（法第36条）、③基準適合認定（法41条）の3種類があります。

※詳細は手数料条例別表一の8の表三十三の五項を確認してください。

表 1-1 ①性能向上計画認定手数料

（施行日：令和5年3月14日）

手数料区分	単位 非住宅、戸建住宅：床面積 共同住宅等：戸数	認定申請手数料（円/件）		
		適合証等あり	適合証等なし	
非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るもの※1）	300㎡未満	10,000	98,000	
	300㎡以上 1,000㎡未満	16,000	129,000	
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000	170,000	
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	80,000	279,000	
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	127,000	345,000	
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000	485,000	
	25,000㎡以上	200,000	562,000	
非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものを除く※1）	300㎡未満	10,000	173,000	
	300㎡以上 1,000㎡未満	16,000	234,000	
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000	300,000	
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	80,000	469,000	
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	127,000	568,000	
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000	763,000	
	25,000㎡以上	200,000	870,000	
一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るもの。※2）	200㎡未満	5,000	20,000	
	200㎡以上	5,000	21,000	
一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。※2）	200㎡未満	5,000	39,000	
	200㎡以上	5,000	43,000	
共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分（誘導仕様基準による認定に係るもの。※2）	共用部を含む	4戸以下	10,000	162,000
		5戸以上 15戸以下	20,000	181,000
		16戸以上 45戸以下	45,000	233,000
		46戸以上	80,000	311,000
	共	4戸以下	10,000	53,000

	用部を除外	5戸以上 15戸以下	20,000	73,000
		16戸以上 45戸以下	45,000	125,000
		46戸以上	80,000	203,000
共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。※2)	共用部を含む	4戸以下	10,000	237,000
		5戸以上 15戸以下	20,000	269,000
		16戸以上 45戸以下	45,000	363,000
		46戸以上	80,000	516,000
	共用部を除外	4戸以下	10,000	129,000
		5戸以上 15戸以下	20,000	161,000
		16戸以上 45戸以下	45,000	255,000
		46戸以上	80,000	408,000

認定申請書に併せて建築確認申請を申出の場合は、その額を加える必要があります。

表 1-2 ②性能向上計画変更認定手数料

(施行日：令和5年3月14日)

手数料区分	単位 非住宅、戸建住宅：床面積 共同住宅等：戸数	認定申請手数料(円/件)	
		適合証等あり	適合証等なし
非住宅建築物等(モデル建物法基準)	300㎡未満	5,000	50,000
	300㎡以上 1,000㎡未満	9,000	65,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	14,000	86,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	40,000	140,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	64,000	173,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	80,000	243,000
	25,000㎡以上	100,000	282,000
非住宅建築物等(モデル建物法基準以外)	300㎡未満	5,000	87,000
	300㎡以上 1,000㎡未満	9,000	117,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	14,000	151,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	40,000	235,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	64,000	285,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	80,000	382,000
	25,000㎡以上	100,000	435,000
一戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るもの。※2)	200㎡未満	3,000	10,000
	200㎡以上	3,000	11,000

一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。※2）	200㎡未満		3,000	21,000
	200㎡以上		3,000	23,000
共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分（誘導仕様基準による認定に係るもの。※2）	共用部を含む	4戸以下	5,000	81,000
		5戸以上 15戸以下	10,000	91,000
		16戸以上 45戸以下	23,000	118,000
		46戸以上	40,000	156,000
	共用部を除外	4戸以下	5,000	27,000
		5戸以上 15戸以下	10,000	36,000
		16戸以上 45戸以下	23,000	63,000
		46戸以上	40,000	102,000
共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。※2）	共用部を含む	4戸以下	5,000	119,000
		5戸以上 15戸以下	10,000	135,000
		16戸以上 45戸以下	23,000	183,000
		46戸以上	40,000	259,000
	共用部を除外	4戸以下	5,000	65,000
		5戸以上 15戸以下	10,000	81,000
		16戸以上 45戸以下	23,000	129,000
		46戸以上	40,000	204,000

認定申請書に併せて建築確認申請を申出の場合は、その額を加える必要があります。

表 1-3 ③基準適合認定手数料

（施行日：令和3年4月1日）

手数料区分	単位 非住宅、戸建住宅：床面積 共同住宅等：戸数	認定申請手数料（円/件）	
		適合証等あり	適合証等なし
非住宅建築物（省令第1条第1項第1号）に定める基準による認定に係るもの※3)	300㎡未満	10,000	98,000
	300㎡以上 1,000㎡未満	16,000	129,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000	170,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	80,000	279,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	127,000	345,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000	485,000
	25,000㎡以上	200,000	562,000

非住宅建築物(省令第1条第1項第1号口に定める基準による認定に係るものを除く※3)		300㎡未満	10,000	173,000
		300㎡以上 1,000㎡未満	16,000	234,000
		1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000	300,000
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	80,000	469,000
		5,000㎡以上 10,000㎡未満	127,000	568,000
		10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000	763,000
		25,000㎡以上	200,000	870,000
一戸建ての住宅(詳細な評価方法)		200㎡未満	5,000	39,000
		200㎡以上	5,000	43,000
一戸建ての住宅(モデル住宅法)		200㎡未満	5,000	21,000
		200㎡以上	5,000	22,000
共同住宅等(詳細な評価方法)	共用部を含む	4戸以下	10,000	237,000
		5戸以上 15戸以下	20,000	269,000
		16戸以上 45戸以下	45,000	363,000
		46戸以上	80,000	516,000
	共用部を除外	4戸以下	10,000	129,000
		5戸以上 15戸以下	20,000	161,000
		16戸以上 45戸以下	45,000	255,000
		46戸以上	80,000	408,000
共同住宅等(フロア入力方法)	共用部を含む	4戸以下	10,000	102,000
		5戸以上 15戸以下	20,000	117,000
		16戸以上 45戸以下	45,000	169,000
		46戸以上	80,000	245,000
	共用部を除外	4戸以下	10,000	58,000
		5戸以上 15戸以下	20,000	76,000
		16戸以上 45戸以下	45,000	127,000
		46戸以上	80,000	204,000

※1 非住宅建築物の適用基準は2つに分類されます。

- ・モデル建物法基準による認定に係るもの(省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るもの)
- ・モデル建物法基準による認定に係るもの以外

※2 住宅建築物の適用基準は2つに分類されます。

- ・誘導仕様基準による認定に係るもの(省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るもの)
- ・誘導仕様基準による認定に係るもの以外

※3 非住宅建築物の適用基準は2つに分類されます。

- ・省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るもの(いわゆるモデル建物法を用いた評価(以下「省令1条ロ基準」という。))

- ・省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものを除く以外（いわゆるモデル建物法以外による評価（以下「省令第1条ロ基準以外」という。））

※参考 手数料条例で用いている用語（詳細は法令、手数料条例等を参照）

住宅 : 住居のために継続的に使用する室及び廊下、玄関、階段その他の人の住居の用に供する建築物の部分（住宅部分）を有する建築物（複合建築物を除く）

非住宅建築物 : 非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分）を有する建築物（複合建築物を除く）

複合建築物 : 非住宅部分及び住宅部分を有する建築物

非住宅建築物等 : 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分

共同住宅等 : 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅